

第2号様式(第10条関係)

令和6年7月2日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

石原 朝子



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費收支報告書

議員名 石原 朝子



1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費	0	
研修費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	6,150	琉球新報購読代
事務所費	197,895	家賃・水道・電気代
事務費	23,629	固定電話料金・コピー・カウンター料・リース料 備品・事務用品代・文具代
人件費	271,478	雇用職員賃金・(労働保険料)(3ヶ月分)
合計	499,152	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一樣式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分

資料購入費

資料購入費

充当割合：10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額：3,075円（~~5~~月分）

●新聞購読料(琉球新報)

00495

2024年4月分

東風平30-11

Kafuna F 202

石原朝子

領收証

000011

006-001-1-015381

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税227) 消費税込

琉球新報

上記金額を領収しました。
8年5月16日

読者ID



担当者印

印刷日
2024/04/18

※軽減税率対象(新聞定期購読)

販売店 東風平一

TEL

住所

店主

TEL

住所

店主

比嘉義文

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額：3,075円（~~5~~月分）

●新聞購読料(琉球新報)

00495

2024年5月分

東風平30-11

Kafuna F 202

石原朝子

領收証

000010

006-001-1-015381

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税227) 消費税込

琉球新報

上記金額を領収しました。
6年6月20日

読者ID



担当者印

印刷日
2024/05/20

※軽減税率対象(新聞定期購読)

販売店 東風平一

TEL

住所

店主

TEL

住所

店主

比嘉義文

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 每度ご愛読ありがとうございます。

統一樣式 - ①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

事務所概要申告票

議員名 石原朝子

1. 物件の所在

住所	八重瀬町字東風平 30-11 kafuna F202号
電話番号	098-998-7770

2. 所有区分

- 自宅兼事務所
 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 貸借事務所
・賃貸借契約先 ((株)共知ホーム)
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

石原朝子

賃貸人 氏名

住所

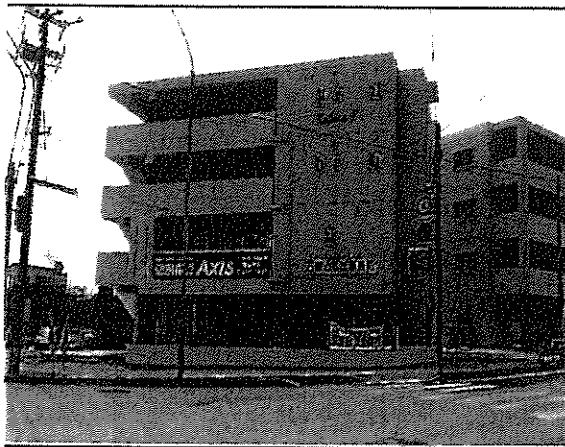
事務所費充当状況申告票

議員名 石原 朝子

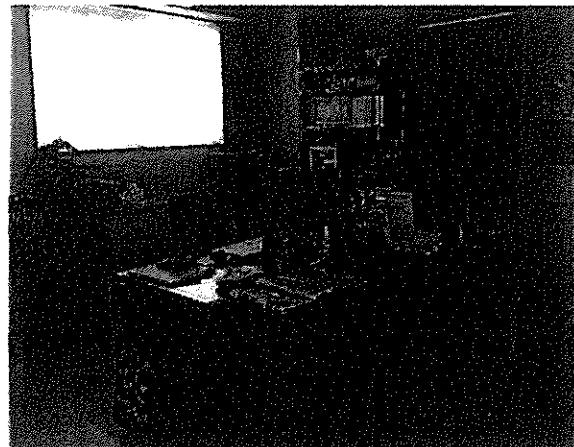
1. 事務所の状況

住所	八重瀬町字東風平 30-11 kafuna F202号
----	--------------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明 :

当該事務所は、政務活動のみに使用する為、全額充当とする。

(関係経費)

家賃(月額)	91,300 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	91,300 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

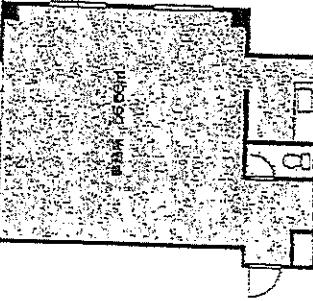
沖縄県議会議員

石原 朝子

物件名 (仮) S氏事務所兼共同住宅	部屋番号 202 号室 角部屋
住 所 島原郡(草津町字東原平30番1号)	
構 造 鉄筋コンクリート造	所在階/階数 2 / 4
用途地或 第一種低層住居専用地域	梁年数 梁年12月
毎月のお家賃等 (消費税は標準税率6%未満に算入)	
家 賃 (消費税) 83,000 (8,300)	入居月の日割家賃 入居月の日割になります。
共 営 費 0	敷 金 83,000 家賃 1ヶ月
駐 車 場 (一台無料)	礼 金 91,300 家賃 1ヶ月
	仲介手数料 91,300 家賃 1ヶ月(税込)
	保険料(共保証料) 63,910 (半年契約料)(半年契約料)(半年契約料)(半年契約料)(半年契約料)(半年契約料)
	災 災 保 険 16,500 加入義務有
	火災保険 16,500 初期消火救命ボトル
	合 計 91,300
便利な生活オプション ※月々この料金で水道水がおいしい水 海水器リース (月々支300)	
合 計 346,010 円 +入居月の日割家賃	

賃貸条件:	
契約形式	定期借地賃貸契約
契約期間	2 年
角型的専有手数料	15,000(税別)
契約後2年未満で解約	通常倍率貸1ヶ月分 違約金なし
契約後2年以降で解約	通常倍率貸1ヶ月分 違約金なし
加入義務	火災保険及び家賃保証契約
原状回復	沙汰一ヶ年保証金その他の修繕 費用は敷金から差し引き
車両証明	預り保証金 50,000円 承認書発行費用 5,000円(税別)

備 設	
駐車スペース追加	未定
1レベーダ	無し
1トク付拭引子	無し
インターネット設備	別料(ワイヤレス型) ルーター別
自ら刈廻	未定
水道排水	浄化槽(公法)水公法 排水、下水料金共主
エアコン	エアコン×2
防音設備	無し(騒音等の震 え対策)
ベット・椅子・収納備	無し(ベット・椅子)



※間取図・万角は現実の状況が優先されます。

申込期限10月末(期限内の申込者の中から入后者を既定予定。期限前の解約もあります。)

備考 駐車場 1台無料

火災保険はご自身で加入していただき、証券コピーへの提出が必要です。

株式会社
共和ホーム
新規開業
おめでた
2020年8月6日

※会員登録で他にも多数
件を確認できます



定期建物賃貸借契約書

称 Kafuna F 202号室

貸人

借人 石原 朝子

間 令和 5年 2月 1日から 令和 7年 1月 31日まで

このたび賃貸人 [REDACTED] と賃借人 石原 朝子 は次の通り借地借家法第38条に定する定期建物賃貸借契約を締結した。その証としてこの契約書式通を作成し、記名押印の上各自一通を所持する。

1条 [目的賃室の表示]

賃貸人は、その所有する次の表示する賃室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

室の所在場所 : T901-0401 島尻郡八重瀬町字東風平30番11

室の所在場所 : Kafuna F 202号室

2条 [賃貸借期間・契約の終了]

賃貸借の期間は、令和 5年 2月 1日から 令和 7年 1月 31日までとする。

本契約は、契約の更新ではなく、上記契約期間満了日をもって終了する。

賃貸人及び賃借人は合意の上、上記期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）をすることができる。

①賃借人が契約期間中、賃料の支払いを3回以上遅れたとき、②契約期間満了時に家賃滞納しているとき、
約に違反した場合、④老朽化に伴い当建物の取壟しを計画した場合等、賃貸人が再契約を行うことが困難と判断した
時は、上記再契約は認められない。

賃貸人は、期間満了の1年前から6か月前までの間に賃借人にに対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとし、通知のない場合は期間満了による賃貸借の終了を賃借人に主張することはできない。

ただし、賃貸人が通知期間の経過後、賃借人にに対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6カ月を経過した日には契約期間中と同一条件で賃借することができる。

賃借人は再契約完了しないまま、本契約終了後も本物件を明け渡さないときは、期間満了日の翌日から明け渡し済みの日まで一日につき、賃料の月割り計算分の2倍に相当する額を遅延損害金として、賃貸人に支払わなければならない。

3条 [火災その他の災害による賃室の滅失]

本賃室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催促をしないで当然消滅する。

4条 [賃料・共益費]

賃料	83,000円	共益費	駐車料	一台無料
	(3,300円)			

賃料を振込む際の口座：琉球銀行 [REDACTED]

株式会社共和ホーム

賃借人は、上記の記載に従った金額を毎月27日までに翌月分を賃貸人の指定する方法で支払う。なお、振込または口座振替の手数料等は賃借人の負担とする。

また、()内は現時点の消費税を表しており、消費税については法律に定められた税率に従うものとする。

内の支払いが無い場合、賃借人は督促事務手数料として、3,000円(税別)を別途支払うものとする。

期間賃料等の支払いが無い場合は、家賃保証会社に債権を譲渡する。

ヶ月未満の賃料は日割で計算した額とする。

賃貸人及びその代理人は毎月の賃料等請求書を発行しないものとする。

5条 [敷金・礼金]

敷金	83,000円	礼金	無し	保証金	無し
----	---------	----	----	-----	----

賃貸人は上記金額を前契約から引き継ぐものとする。但し、敷金及び保証金に利息は付かないものとする。

6条 [使用目的]

賃借人は、賃室を 譲員事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

の用途で使用する場合は、賃貸人の書面での許可を得なければならない。

7条 [転貸等の禁止]

賃借人は、賃借権を譲渡し、若しくは本賃室を転貸（民泊や、賃借人が居住しておらず、賃借人以外の者のみが居住しているなど、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。（但し、賃貸人又は管理会社が承諾した者を除く）夫婦・親子・同居人、その他いかなる関係であっても、賃借人と別の者に名義の変更を希望する場合は、本賃貸借契約をいったん終了させ、別途新たに賃貸借契約を締結しなければならない。

8条 [内装造作諸設備工事]

本契約後、賃借人が本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設撤去等、全て原状を変更するときは、予め、書面により、賃貸人の承諾を得なければならぬ。

前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は賃借人の負担とする。

第1項の工事においては、賃貸人・賃借人協議の上、施工業者を選定し、これを行ふものとし、その費用は賃借人全てを負担するものとする。賃借人は、これらに隣接必要費・有致費その他の費用の償還を賃借人に請求しない。

賃借人が賃室を明渡す際、賃貸人の承認を得て施した違異・その他造作・模様替え等に關する賃借人の買取請求權はそれを放棄することを承知し、引渡し前に当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。

もし、賃貸人が更に亘りを希望しない場合はこの限りではな。

9条 [敷金の返還]

賃貸人は、本契約が終了し賃室の明渡しを受けた後、本賃貸借に関する一切の債務を清算したのち敷金を返還する。

10条 [遵守事項・禁止事項]

賃借人は、賃貸人の承諾なしに賃室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。

事業活動によって発生したゴミは、ゴミ置場に出してはならない。(賃借人の責任において適正に処理する)

共用部分(廊下、階段、駐車場、ペテンダ等)に物を置いてたり、専有的に使用又は占拠してはならない。

共用部分の美化に心がけ、タバコの吸い殻、ゴミ・ガムのポイ捨て及び唾・痰吐きをしてはならない。

暴行・脅迫・器物損壊、その他の言動により他の入居者や近隣の方に迷惑をかけてはならない。

賃室内、ペテンダ、共用部分でのペットと動物の飼育(一時預かりや、持ち込み含む)をしてはならない。

ドア・壁・床等を叩くなど大きな音を出す行為または大きな振動を出す行為、過音量(重低音を含む)のテレビ、ステレオ等

騒音、人声、足音、楽器・カラオケ等の演奏による騒音を出してはならない。

受忍限度を超える騒音・異臭の発生させる行為を行ってはならない。

受忍限度内の生活音などに対して過剰な要望をしてはならない。また、受忍限度の判定については、賃貸人で決定する。

賃借人は、指定位置以外には駐停車を行ってはならない。また、来訪者その他関係者にも指定位置以外に止めさせてはならない。

銃砲・刀剣類・爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物の製造、持ち込み、保管をしてはならない。

排水管を嚙食させ、又は詰まらせる恐れのある液体、物質等を流してはならない。

違法若しくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またその拠点としてはならない。

違法薬物などの製造、販売、使用、所持など警察の介入を生じさせる不法行為をしてはならない。

公序良俗に反する行為、本物件に損害を与える行為、本物件の管理に支障を及ぼす行為、近隣への迷惑となる行為、もしくは

それらの恐れのある行為をしてはならない。

飲食を提供する業務をしてはならない。

賃借人は、賃借権その他本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

その他本契約又は使用規則等に反する行為をしてはならない。

〔善管注意義務〕

へは本物件を善良なる管理者としての注意をもって保全し使用するものとし、必要となった修繕費用は賃借人の負担とする。

期間中は収納部分を含めた部屋全体の適切な除湿や換気を行い、カビの発生(結露等含む)を防止する。

室内で喫煙して、ヤニ汚れや臭いが壁・天井・設備等に付着しないよう十分配慮する。

壁・柱などに画びようやネジによる穴を開けてはならない。

床の傷が生じないように心がけ、特に家財道具(イス・テーブル・ベット等)の移動や子供の遊びによる傷には十分配慮する。

賃室内・外及び駐車場指定位置(オイル漏れ等)の掃除を行い、汚損が生じないよう十分配慮する。

壁・天井・床・建具・設備等にシール及び粘着物を貼ってはならない。

カギの管理は賃借人が責任を持って行い、紛失等による解錠は賃借人の負担でこれを行う。

突然の雨や台風のような強風を伴う雨風等による、通気口や窓枠サッシ等からの雨水浸入を防ぐよう十分配慮する。

敷地内(バルコニー等含む)にある草木の剪定、消毒、除草及び害虫防止の管理は賃借人にて行うものとする。

2条 [費用負担]

借人は、入居期間中下記の費用を負担する。

浴室、トイレ、流し台等、排水パイプのつまり修理(9,000円(税別)~)、修理費用、及びつまりによる階下への損害

クーラーの内部洗浄、ほこり目詰まりによる水漏れ修理(4,000円(税別)~)、モコ電池の液漏れ、換気扇の汚れによる故障で生じた修繕費用

賃室の各種電球の取替え、網戸張替え、畳の表替え、その他使用上生じた諸雑費

電気、ガス、水道、電話料金、衛生費、その他の公共料金

賃借人が、賃貸人又は管理会社の承諾を得ずに修繕業者を手配した場合の修繕費用等。

当建物設備等が原因でない不具合についての出張確認費用(3,000円(税別))

3条 [一部滅失等による賃料の減額等]

一部が滅失しその他事由により使用できなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由による

ときは、賃料は、「賃室設備等不具合による賃料減額基準」に応じて、その使用できなかつた部分減額されるものとする。

「室設備等不具合による賃料減額基準」：※賃貸人に連絡を入れた翌日を免賃日数の基準日とする。

状況	賃料減額割合	免賃日数	状況	賃料減額割合	免賃日数
暖房が使えない	30%	3日	トイレが使用できない	20%	2日
ドアが使えない	10%	4日	風呂が使用できない	10%	4日
窓が使えない	20%	3日	エアコンが作動しない	5,000円	6日
テレビ等通信設備が使えない	10%	5日			

4条 [修繕]

賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。但し、賃借人の故意・過失又は善管注意義務違反により必要となった修繕に要する費用、及び第12条第5項の修繕費用は、賃借人が負担しなければならない。

また、賃借人が必要な修繕をしなかつた場合は、賃室明渡し時に原状回復義務を負うものとする。

前項の規定に基づき賃貸人が修繕を行う場合は、営業時間内に行うものとし、あらかじめその旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

賃借人は当該修繕の実施を拒否した場合、修繕にかかる日数は全て免賃日数とする。

本物件内に不具合や破損個所が生じたときには、賃借人は、賃貸人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて賃貸人及び他の入居者に損害が生じたときには、賃借人はこれを賠償する。

第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、賃借人が損害を受けても賃貸人はこれを負担しない。

賃借人が損害を防止又は少なにするため、自らが応急修繕を行う場合は賃貸人に連絡の上、必要最小限度の範囲内において繕るものとする。

「応急」：物件の飛矢・衝突により、天井・壁の仕切板や窓ガラス等が破損した場合は、賃借人の費用負担により、修繕を行ふ。

5条 [保安点検]

賃人又は代理人は賃室の保全・防犯・救援・安否・状況確認等に鑑み、必要あるときは契約書面にて立て、必要な

事務所費

16条 [通知義務]

- ・賃借人は電話番号・駐車場・入居者間での駐車位置等の変更があれば賃貸人・管理会社に通知しなければならない、
- ・法人契約の場合、入居者の入れ替えがある際には、その旨を賃貸人・管理会社に通知し、その承諾を得なければならぬ。

17条 [移転料等の不請求]

賃借人は、賃室の明け渡しに際し、賃室に付加した有益費及び移転料その他の金銭上の請求はしない。

18条 [連帯保証人]

- ・連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務につき保証し、賃借人と連帯して履行の責を負う、
- ・連帯保証人が負担する債務の元本は、賃借人又は連帯保証人が死亡した時に確定する、
- ・賃借人は、賃料の支払いを2ヶ月以上怠り、または度々遅延した場合、連帯保証人に對し、本契約の解除権限、並びに本契約の終了に伴う本物件明け渡しに関する一切の権限をあらかじめ委任することとする、
- ・賃借人は、連帯保証人が死亡・制限能力者・自己破産等、無資力または、所在不明などの理由により、連帯保証人の責任を果たせない状況になった場合、または、連帯保証人として適当でないと賃貸人が認めた場合は、速やかに賃貸人が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない、

連帯保証人は賃貸人に対し、身分証明書を提示しして、賃料その他本契約に基づいて賃借人が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報提供を求めた時は、賃貸人が指定する方法で当該情報を提供する事に、賃借人は異議を述べないものとする、

連帯保証人の負担する極度額は2,490,000円を限度とする。(月額賃料の30ヶ月分)

賃借人(法人の場合)は連帯保証人(個人の場合)に対し、自身の財務状況について情報提供しなければならない、

19条 [合意管轄]

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した、

20条 [駐車場及び車庫証明]

駐車場内での天災、火災、接触事故、違法迷惑駐車、盗難、いたずら等による損害につき、賃貸人・代理人はその責任は負わないものとし、賃借人は備えに対し自動車保険に加入するものとする。

証明承諾書発行の際は保証金として1台につき50,000円と保管場所使用承諾証明書発行費用5,000円(税別)が発生するものとする、
人は、退去後一ヶ月以内に車庫証明を抹消するものとする、賃貸人は、抹消確認後50,000円を返還する、

駐車場の指定位置以外に駐停車し、他の入居者の迷惑となった場合は、警察へ通報されても異議を申し立てない、

駐車場の指定位置枠内中央直ぐに駐車し、周りに迷惑をかけてはならない、

2台駐車可能枠を使用する際は、別途契約を結ばなければならない。(但し、1台使用で管理会社が承諾した場合は除く)

2台駐車可能枠で2台目駐車契約をしていない場合、他入居者から2台目駐車契約の要望がある際には駐車位置の移動に速やかに応じなければならない、

駐車場指定位置は、初回契約時の車両の大きさ、高さ等を前提としており、契約後の車両変更に伴う問題については、当社は責任を負わないものとする、

駐車場内において駐車車両の如何なる汚れについても賃貸人・代理人はその責任は負わないものとする。

21条 [賃借人からの解約]

賃借人は、賃貸人又は管理会社に対して三ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れができる。但し賃借人は予告に代え、三ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約ができる。

解約申し入れ後の解約取消は、基本出来ないものとする。但し、賃料三ヶ月分の解約取消料を賃貸人に支払うことで、解約申し入れを取消す事ができる。

22条 [損害保険の加入]

賃借人は火災、漏水、爆発等、賃借人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合、及び第14条の修繕に伴い損害が発生した場合に備え、借家人賠償責任約款付保険に加入し、賃貸人に損害額の請求をすることができない、

賃借人及びその関係者の故意又は過失により賃貸人に損害を与えた場合は、賃借人は損害の賠償責任を負うこととする、

23条 [契約解除]

が、次の一つに該当したときは、賃貸人は催促をしないで、直ちに本契約を解除することができ、賃借人の所有物が

契約解除の日から二日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない、

二ヶ月以上賃料の支払いを怠ったとき、

賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき、

第6条、第7条、第10条、第11条、第18条の規定に違反したとき、

賃借人が次の各号のいずれかに該当したとき、

暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき、

本物件、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、写真、絵画、うようちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは設入したとき、

暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの方を又復縁して出入りさせたとき、

賃借人又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、等に迷惑、不安感、不快感を与えたとき、

長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき、

その他本契約に違反したとき、

24条 [明渡し時の原状回復義務等]

賃借人は、本契約が終了する日までに明渡し日を事前に賃貸人又は代理人に通知して、本物件を明渡さなければならぬ、

本契約における明渡しとは、次に掲げる全ての事項を完了したときをいう、

1) 賃借人の退去及びカギ全戻の返却

2) 賃借人が本物件内に搬入した全ての物品等の搬出及び本物件内外のゴミ、汚物等の撤去、処理

3) 賃借人により設置した造作物の撤去、改造、改築の原状回復

本物件及び敷地内に残置物がある場合は、賃貸人は賃借人の費用負担において処分できるものとし、賃借人はこれに異議を申し立てない、

賃借人は、原状回復費として専門業者にてスクリーニング、量の表替(量がある場合)、既明確跡切れによる電球交換及び清掃「普通住用義務違反及び賃借人の故意・過失等で生じた修繕費」を支払うものとする、

原状回復工事は賃貸人に指定した者が実施する、

事務所費

第25条 [再契約]

1. 賃貸人は、再契約の意向があるときは、第2条第4項に規定する通知の書面に、その旨を付記する。
2. 賃借人は、前項の再契約の意向通知がある場合、再契約を希望するときは、契約期間満了日1カ月前までに賃貸人に対して、再契約の締結を申し込まなければならない。
3. 賃借人は、契約期間満了日までに再契約の締結を完了しなければならない。
4. 賃借人は、再契約の締結時に連帯保証人(本契約に準ずる)及び保証協会を付きねばならない。
5. 賃借人は、再契約の締結時に、管理会社に再契約事務手数料 15,000円(税別)を支払わなければならない。
6. 再契約後、本契約における原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとする。
7. 本契約において賃借人から賃貸人に預け入れられた敷金又はハウスクリーニング料金は、再契約に引き継ぐものとする。

[特約条項]

1. 駐輪場の有無に問わらず、バイク等の駐輪スペースの保証はないものとする。また防犯登録(法律上の義務)のない自転車、管理会社へ届け出の無いバイク等の駐輪は撤去対象とし一切を禁止する。撤去費用(人件費含む)は賃借人が負担するものとする。
2. 当物件敷地内に駐輪するバイクは車両ナンバー、自転車は防犯登録番号を管理会社へ必ず届け出ること。
3. 管理会社へ車両ナンバー、防犯登録番号の届け出後も、賃貸人から指摘及び注意を受けた場合はその内容に従うものとする。
4. 賃借人は、原状回復費として専門業者のハウスクリーニング、畳の表替、照明電球切れによる電球交換及び修繕費(普管注意義務違反及び賃借人の故意・過失で生じた修繕)を残存価値に関わらず、下記の金額に従い支払うものとする。

ハウスクリーニング料金	73,000円(税別)	畳表替料金	1枚一円(税別)	
電球交換(蛍光管)	1,000円(税別)/個	電球交換(刈谷型)	2,000円(税別)/個	電球交換(LED)
クロス貼替費用	1,000円(税別)/m ²	人工賃20,000円(税別)/日	床の修繕費用	1,000円(税別)/m ² 人工賃12,000円(税別)/日

5. 賃借人は入居期間中、入居者総合保険(賠償責任補償付き)に加入するものとし、加入しない場合は、再契約は出来ないものとする。
6. 賃借人は入居期間中、家賃保証契約を締結するものとし、締結しない場合は、再契約は出来ないものとする。
7. 賃借人は事業施設の運営に必要な許認可等の調査・確認・手続きを行い、その必要となる費用及び公課課税等を負担する。
た、法律・行政などの許認可が下りりに想定していた事業運営を行うことが困難となった場合に生じる一切の責任は、
賃人及びその代理人はこれを負わないものとする。

以上の契約内容(特約条項含む)の説明を受け、了承いたしました。

(石原 朝子 様)

石原 朝子

令和元年11月5日

賃貸人 住所

[REDACTED]

氏名

賃借人 住所

八重瀬町字伊那覇 265番地7

(石原 朝子 様)

氏名

石原 朝子

連帯保証人 住所

[REDACTED]

極度額: 2,490,000円

□賃借人から財務状況の提供を受けた。
氏名

連帯保証人 住所

[REDACTED]

極度額: 2,490,000円

□賃借人から財務状況の提供を受けた。
氏名

実印

宅地建物取引業者

免許番号 沖縄県知事(6)第3149号

住 所

沖縄県豊見城市我那覇501番地1

電 話

098-911-1966

商 号

株式会社 共和ホーム

代 表者

代表取締役 上原 直人

宇垣販引十

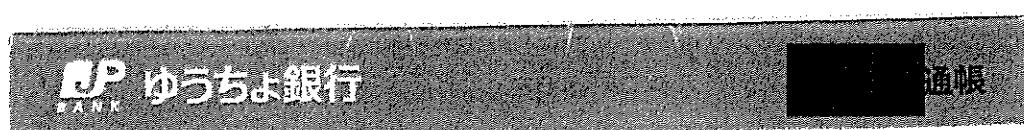
事務所費

充当割合：10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

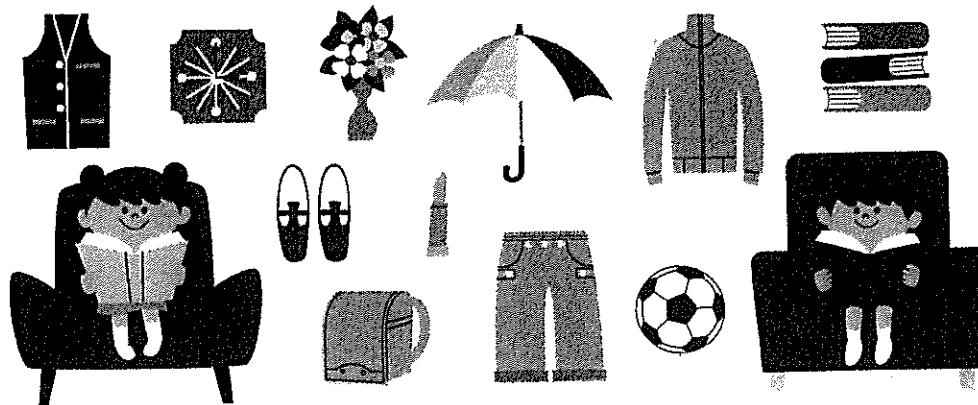
充当金額:183,040円 (家賃:91,300円+振替手数料220円)=91,520円

●事務所家賃(令和6年4月.5月分)

支 払 日	取 扱 代	支 払 金 額
6-04-30	(株) 共和ホーム住宅	91,520
6-05-27	(株) 共和ホーム住宅	91,520



石原 朝子 様



事務所費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

電気料金

充当金額 : 5,686 円

●(月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様	
電気番号	22100- 97-1-4
ご契約種別	従量電灯
令和 6年 4月分	
領収金額	5,686 円
料金	5,421 円
再エネ賦課金	265 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	516 円
燃料費等調整額	-2,827.15 円
課税対象額10%	5,686 円

ご使用量 190 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。
(A ご依頼人控)

支払期日	5月 9日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	5月17日	沖縄銀行 八重瀬 6. 4. 11
コンビニ等 取扱期限日	5月29日	7. 1. 11
沖縄電力株式会社 (T3360001008565)		収入印紙貼付欄

充当金額 : 6,821 円

●(月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様	
電気番号	22100- 97-1-4
ご契約種別	従量電灯
令和 6年 5月分	
領収金額	6,821 円
料金	6,082 円
再エネ賦課金	739 円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	620 円
燃料費等調整額	-3,190.58 円
課税対象額10%	6,821 円

ご使用量 212 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。
(A ご依頼人控)

支払期日	6月 10日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	6月20日	沖縄銀行 八重瀬 7. 1. 11
コンビニ等 取扱期限日	6月30日	4. 5. 15

沖縄電力株式会社
(T3360001008565) 収入印紙貼付欄

事務所費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

水道料金

充当金額 : 1,174 円

●(々 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所

宇東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号 201-0379-52 令和 6年 4月分	
使用水量	0 m³ 内消費税額(10%)
上水道料金	1,174 円 106 円
下水道使用料	***** 円 ***** 円
	円 円
	円 円
合計金額	1,174 円 106 円

納 付 期 限

令和 6年 5月 15日

上記の金額を領収しました。

R06. 03. 08 ~ R06. 04. 10

水道事業登録番号 T2000020478016

南部水道企業団
企 業 長 金城 政光

収納代行 DSK電算システム

- この領収印は、金券の代りに
支拂ひを終えたことを
確認するためのもの
- 本領収印は、DSKの
電子計算機による
領収印である
- 領収印は、金券の代
りに支拂ひを終えた
ことを確認するための



充当金額 : 1,174 円

●(々 月分)

水道料金等納付通知書兼領収証

石原 朝子 様

給水場所

宇東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号 201-0379-52 令和 6年 5月分	
使用水量	1 m³ 内消費税額(10%)
上水道料金	1,174 円 106 円
下水道使用料	***** 円 ***** 円
	円 円
	円 円
合計金額	1,174 円 106 円

納 付 期 限

令和 6年 6月 17日

上記の金額を領収しました。

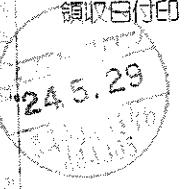
R06. 04. 10 ~ R06. 05. 09

水道事業登録番号 T2000020478016

南部水道企業団
企 業 長 金城 政光

収納代行 DSK電算システム

- この領収印は、金券の代りに
支拂ひを終えたことを
確認するためのもの
- 本領収印は、DSKの
電子計算機による
領収印である
- 領収印は、金券の代
りに支拂ひを終えた
ことを確認するための



統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

事務費

充当割合：10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

固定電話料金

充当金額：5,117円

●(4月分) 電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号

6089992416618

お客様氏名

石原 朝子事務所
様

金額

2024年 4月分

¥5,117

うち、消費税相当額

465円

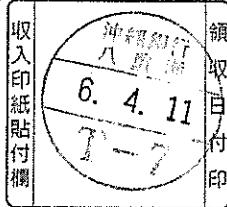
西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客様からの

料金お問合せ先（無料）

0120-747488



充当金額：5,064円

●(5月分) 電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号

8019692619035

お客様氏名

石原 朝子事務所
様

金額

2024年 5月分

¥5,064

うち、消費税相当額

460円

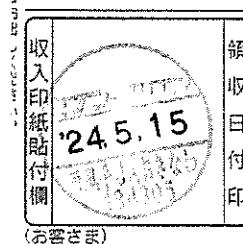
西日本電信電話株式会社

沖縄支店

お客様からの

料金お問合せ先（無料）

0120-747488



事務費

充当割合 : 10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額: 7,700 円 (ヶ月分)

●コピー機リース代

固有番号 240513966535-008
発行日 令和6年5月13日

領 収 書

会員番号

[REDACTED]

石原 朝子

様

(御契約者)

様分)

			¥	7	7	0	0
--	--	--	---	---	---	---	---

[REDACTED]

上記金額正に領収いたしました。

令和6年4月30日口座振替分

但し

上記内訳	クレジット返済金						
	貸付元本						
	貸付利息						
	遅延損害金						
	回収費用						
	リース料			7	7	0	0

元本残高

[REDACTED]

未払利息

[REDACTED]

領収の証印のないもの、または金額訂正したものは無効です。

 株式会社アプラス

貸金業者登録番号 近畿財務局長 第00810号

部店名

オペレーションセンター(大阪)

担当者
[REDACTED]

749-0315改

事務費

充当割合：10/10(政務活動のみで使用しているため全額充当)

充当金額：5,748 円 (ヶ月分)

●コピー機カウンター保守料金

Canon

領收証

発行日：2024年05月28日
領收証No.：240500274570

石原 朝子 御中

¥5,748-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2024年05月23日

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

東京都港区港南2-16-6

契約書No. 設置先名 石原 朝子
製品名 IR-ADVC3390F-RG シリアルNo. YDY05001
請求期間 2024/03/01~2024/04/01 伝票No. KE000134249763

品名	カウンター保守料金	今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数		単価	金額
						1 ~	192		
1	カラー複数	1,182	989	1	192				
2	カラープリント	1,661	1,559	1	101				
3	ブラック	10,635	10,060	5	570				
(ミニマム 50カット/月含む)									

<各種サービス料金合計>	料金合計(税抜)	5,226
(10%対象)		5,226
消費税等		522)
ご請求額合計		5,748

#…非課税または免税／*…軽減税率対象品／!…8%税率対象品／X…全額ご入金済／レ…一部ご入金済

統一樣式 - ①

經費区分別支出一覽表

経費区分

人件費

参考様式-②

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和6年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
4月30日	91,392		548	90,844	●	
5月31日	91,392		548	90,844	●	
6月24日	86,016		516	85,500	●	
合計	268,800		1,612	267,188		

令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 石原朝子

被雇用職員名		
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: [REDACTED])	<input type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

住所

雇用者 沖縄県議会議員

石原朝子

勤務の実態を証する提出書類

 出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

参考様式-④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 91,392 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和6年度)

896円／時×6時間(9時～16時)=5,376円／日

月 日	曜日	勤務時間		残業	備考	支払額	印
4月1日	月	9:00～16:00	6			5,376	
4月2日	火	9:00～16:00	6			5,376	
4月3日	水					0	
4月4日	木	9:00～16:00	6			5,376	
4月5日	金	9:00～16:00	6			5,376	
4月6日	土					0	
4月7日	日					0	
4月8日	月	9:00～16:00	6			5,376	
4月9日	火	9:00～16:00	6			5,376	
4月10日	水					0	
4月11日	木	9:00～16:00	6			5,376	
4月12日	金	9:00～16:00	6			5,376	
4月13日	土					0	
4月14日	日					0	
4月15日	月	9:00～16:00	6			5,376	
4月16日	火	9:00～16:00	6			5,376	
4月17日	水					0	
4月18日	木	9:00～16:00	6			5,376	
4月19日	金	9:00～16:00	6			5,376	
4月20日	土					0	
4月21日	日					0	
4月22日	月	9:00～16:00	6			5,376	
4月23日	火	9:00～16:00	6			5,376	
4月24日	水					0	
4月25日	木	9:00～16:00	6			5,376	
4月26日	金	9:00～16:00	6			5,376	
4月27日	土					0	
4月28日	日					0	
4月29日	月					0	昭和の日
4月30日	火	9:00～16:00	6			5,376	
合計			102			91,392	

出勤日数 17 日

102 時間 × 896 円 91,392 円 (4月分賃金)

参考様式④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 91,392

円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和6年度)

896円／時×6時間(9時～16時)=5,376円／日

月 日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
5月1日	水					0	
5月2日	木		6		有給	5,376	
5月3日	金					0	憲法記念日
5月4日	土					0	みどりの日
5月5日	日			.		0	子どもの日
5月6日	月		6		有給	5,376	
5月7日	火	9:00～16:00	6			5,376	
5月8日	水					0	
5月9日	木	9:00～16:00	6			5,376	
5月10日	金	9:00～16:00	6			5,376	
5月11日	土					0	
5月12日	日					0	
5月13日	月	9:00～16:00	6			5,376	
5月14日	火	9:00～16:00	6			5,376	
5月15日	水					0	
5月16日	木	9:00～16:00	6			5,376	
5月17日	金	9:00～16:00	6			5,376	
5月18日	土					0	
5月19日	日					0	
5月20日	月	9:00～16:00	6			5,376	
5月21日	火	9:00～16:00	6			5,376	
5月22日	水					0	
5月23日	木	9:00～16:00	6			5,376	
5月24日	金	9:00～16:00	6			5,376	
5月25日	土					0	
5月26日	日					0	
5月27日	月	9:00～16:00	6			5,376	
5月28日	火	9:00～16:00	6			5,376	
5月29日	水					0	
5月30日	木	9:00～16:00	6			5,376	
5月31日	金	9:00～16:00	6			5,376	
合計			102			91,392	

出勤日数 17 日

102 時間 × 896 円 91,392 円 (5月分賃金)

参考様式一④

充当割合:10/10(政務活動全額充当)

充当金額: 86,016 円

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所

(令和6年度)

896円／時×6時間(9時～16時)=5,376円／日

月 日	曜日	勤務時間	勤務時間	残業	備考	支払額	印
6月1日	土					0	
6月2日	日					0	
6月3日	月	9:00～16:00	6			5,376	
6月4日	火	9:00～16:00	6			5,376	
6月5日	水	9:00～16:00	6			5,376	
6月6日	木	9:00～16:00	6			5,376	
6月7日	金	9:00～16:00	6			5,376	
6月8日	土					0	
6月9日	日					0	
6月10日	月	9:00～16:00	6			5,376	
6月11日	火	9:00～16:00	6			5,376	
6月12日	水	9:00～16:00	6			5,376	
6月13日	木	9:00～16:00	6			5,376	
6月14日	金	9:00～16:00	6			5,376	
6月15日	土					0	
6月16日	日					0	
6月17日	月	9:00～16:00	6			5,376	
6月18日	火	9:00～16:00	6			5,376	
6月19日	水	9:00～16:00	6			5,376	
6月20日	木	9:00～16:00	6			5,376	
6月21日	金	9:00～16:00	6			5,376	
6月22日	土					0	
6月23日	日					0	慰靈の日
6月24日	月	9:00～16:00	6			5,376	
6月25日	火					0	
6月26日	水					0	
6月27日	木					0	
6月28日	金					0	
6月29日	土					0	
6月30日	日					0	
合計			96			86,016	

出勤日数 16 日

96 時間 × 896 円 86,016 円 (6月分賃金)

雇用契約書

氏名	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和6年4月1日～令和6年6月28日
主な就業場所	八重瀬町字東風平30-1 1kafuna F202号室 石原朝子事務所
主な職務内容	政務調査にかかる事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前9時から午後4時まで(休憩時間12時から13時)
休日	水土日祝日、年末年始、盆休、有給休暇12日
給与(賃金)	時給 896 円
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備考	有給休暇日数は、労働基準法に順じ付与
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和6年4月1日

雇用者 氏名 石原 朝子

被雇用者 氏名 [REDACTED] 

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

勤務実態申告票

【議員名 石原朝子】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整等	20%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	5%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・広報紙の配付等	15%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	10%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営等	10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、收支報告書の作成等	30%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		0%

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

石原朝子



被雇用者

人件費

- 充当割合 : 10/10(政務活動のみで雇用しているため)
- 充当金額 : 2,678円

$$18,423 \times 85/365 (4/1 \sim 6/24) = 4,290$$

$$\text{領収金額 } 4,290 - 1,612 \text{ (個人負担分)} = 2,678$$

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険 0847 厚生労働省 6118 ※令和 06 年度
特別会計 所管

労働	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
保険 番号	4 7 1 0 1 0 4 2 8 4 3			— 0 0 0	0	1	全部一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9)※徴定年度(元号:令和は9)

元号 一 年度 0 元号 一 年度 0

目的

1. 令和
 6 年度
算 1 期
(会計又は1期)

2. 令和
 5 年度
確定

※収納区分

6 2

※認決区分

※証券受領

円

(住所) 〒901-0401 八重瀬町
字東風平
30-11
Kafuna F302
(氏名) 石原ともこ事務所
石原 朝子
殿
EA147B0019194\$424157800095974
47101042843-000 0009597 E

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内訳	労働保険料	十億千百	十万千百十円
	一般拠出金	十億千百	十万千百十円
	納付額 (合計額)	十億千百	十万千百十円
あて先 〒900-0006			上記の合計額を領収しました。
那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階			領収日付等
沖縄労働局			労働保険特別会計歳入徴収官
			(納付者渡し)

